

# THE CENTER FOR SHIN BUDDHIST STUDIES 親鸞仏教センター通信

2020年12月1日発行

発行者 本多弘之

編集・発行 親鸞仏教センター(真宗大谷派)

〒113-0034 東京都文京区湯島2-19-11

TEL. 03-3814-4900 FAX. 03-3814-4901

e-mail shinran-bc@higashihonganji.or.jp

ホームページ <http://shinran-bc.higashihonganji.or.jp>

Facebook <http://facebook.com/shinran.bc>

Twitter [https://twitter.com/shinran\\_bc](https://twitter.com/shinran_bc)

2020.12

第75号

## 罪と救い—「阿闍世」からの想起—

親鸞仏教センター研究員 藤村 潔

大学時代、卒業論文で何を書こうか迷っていた。あるとき、実家の父親に電話で相談したところ、「阿闍世について書いてみたらどうだ」と言われた。いま思えば、不純な動機ではあったが、その課題に取り組んだ。特に「罪と救い」という切り口から資料を調べ、原典を読み込み、思索した。論文を作成するなかで、昔の事を思い起こした。

私の中学時代は、折しも阪神・淡路大震災やオウム真理教の事件があった頃である。その当時、忘れもしない出来事があった。私の同級生がイジメを苦に自死したのである。朝早く、母親が起こしに来たことを鮮明に憶えている。なぜその情報を知り得たかといえば、同級生の彼は寺のご門徒であったからである。小学校のときは、寺の子供会などによく参加した幼馴染み。彼は度重なる恐喝により、両親の財布からお金を持ち出しては、いじめた子に手渡していた。その日々に耐えきれず、自ら命を絶ったのである。当時の私は彼の置かれた状況に気づけず、その理由がわからなかった。ただ彼のつき合う友人が変わったという印象をもつくらいであった。その友人だと装っていたグループが、いじめた子らであったのである。このことは事件となり、その後、いじめた当事者らは「加害者」として社会的制裁を受けた。

彼を失った喪失感は計り知れなかった。と同時

に、複雑な気持ちもこみあげた。というのも、いじめた子の数人と私は、普段何気なく会話を交わす間柄であったからである。イジメの陰湿さに正直ショックを受けた。いじめた者が犯した罪、その事実にも今でも私は憤りを覚えている。被害の深刻さが脳裏から離れることはない。私は京都の大学へ進学する頃まで彼の祥月命日に毎年欠かさずお参りに行った。その一方で、はたして罪を犯した者と共に救われることはないのか、という思いも不意に去来したのである。

たまたま大学で仏教を学ぶ機会があり、「阿闍世」に関する卒論を提出した。いま思い返すと無意識とはいえ、イジメの事件を重ねていたように思う。『涅槃経』では、父親を死に追いやり、母を幽閉した五逆罪の阿闍世が、その後病床に臥してしまい、救われる道を完全に絶たれていた。その阿闍世に対して、釈尊は「阿闍世王の為に涅槃に入らず」と救いの声を上げたのである。「涅槃」を主題とする経典の中に、なぜ阿闍世の救いを説く必要があったのか。私にとって釈尊のクライマックスに罪と救いが描かれることの意味が判然としなかった。最も救われたい存在が救われなければ、仏教の真理は成立しないというものなのであるか。釈尊の明かした仏教の真理をどう受け止めればよいのか、極めて重い問いである。

## 「親鸞と中世被差別民に関する研究会」発足に際して

親鸞仏教センターに新たな研究会として、「親鸞と中世被差別民に関する研究会」が発足した。研究会メンバーにおいて中世史料の読解を進めつつ、上杉聰氏を講師としてお招きした研究会を開催した（本誌3～5面）。そして、研究の現在地を確かめるべく、中世身分制研究を専門とする三枝暁子氏に研究の軌跡と展望についてご寄稿いただいた（本誌6～7面）。本稿は、研究会報告に先立ち改めて中世被差別民を研究する意義を考えるものである。

（親鸞仏教センター囑託 中村 玲太）

ただ生活するのではなく、人々は特定の生活の在り方に対して様々な言葉や観念を与えてきた。ここにある問題を丹念に見ていく必要があるように思う。苅米一志氏は『殺生と往生のあいだ——中世仏教と民衆生活』（吉川弘文館、2015）の中で、「狩猟・漁撈は、人類にとって本質的な行為である。ところが、人類はどうしても、そこに特殊な観念をつけくわえてしまう。厄介なのは、時代がたつにしたがって、その観念が肥大化し、硬直化していくことである。この場合、狩猟・漁撈という行為が、「殺生」ということばでいいかえられているところに、大きな問題がある」（193頁）と指摘する。歴史の変遷の中で狩猟・漁撈という生活行為を「殺生」とし、道徳的な因果を想定してきた。

こうした観念の背景として、仏教思想を想定するのは当然であるが、国家・社会形成上の理念も考慮に入れる必要があるだろう。一例を挙げれば、原田信男氏は、「…水田志向は、中世を通じて高まりつつあったが、年貢の収奪と直結する農業生産に携わらない人々や、あるいは収納のために必要な秩序意識を根底から覆すような行動を、人々は次第に“賤”もしくは“悪”として認識していったのである」（『歴史のなかの米と肉——食物と天皇・差別』〔平凡社ライブラリー、2005〕、197～198頁）と論じている。親鸞（1173 - 1262）も狩猟が「殺生」たることは否定しないが、殺生・悪業を自己の問

題として捉えた。殺生を自己に無関係な観念——他を罰するための観念とはしないのであり、社会的な悪の認識を考えると、このことの意義は改めて確認すべき課題であると考えられる。

日本中世において「貧富」も道徳的な観念の問題でもあった。富は徳であり（湯浅治久『中世の富と権力——寄進する人びと』〔吉川弘文館、2020〕等参照）、「非人」と言われた人々の乞食・貧苦の境遇は過去の業（宿業）によるものだとされた。

こうした時代に、親鸞と同門である證空（1177 - 1247）は、「安然ノ、富ムト雖モ、心ニ欲多キハ是ヲ名付ケテ貧人ト為ス、貧シト雖モ、心ニ足ラント欲ス、是ヲ名付ケテ富人ト為ス、ト云ハルル、是ナリ」（『西山叢書』巻五、202～203頁）と言う。あくまで貧富とは心の問題だと説く（ただし自力にての知足の達成は不可能だとも自覚している）。確かにこうした言説は社会が作り出した貧困状態を固定させる観念にもなり得る。しかし、当時において不平等を肯定する宿業的道徳観念からの解放につながる要素もあったのではないだろうか。なお證空は、宿業は浄土に往生して悟るべきものだとしている（同上、233頁）。

そして、病も、特に中世では「癩病」（ハンセン病）が過去世の悪しき業の結果として認識されていた。

ある生活様式に観念を付け加えることで、社会の分断を推し進める様は、現在の我々も経験するところであろう。生活困窮者への冷酷な眼差しはもとより、新型コロナウイルス感染症拡大の渦中であって、個人が罹患したことを道徳的に罰する様子もたびたび見られた。自己を卓越化する論理として、あるいは統治の論理として、排除すべき在り方を作り出していく。こうした社会の階層を固定化する観念が歴史的に繰り返し生み出されてきたのである。

問題の困難さは生活に付け加わる観念が自明の理とされ、なかなかその観念が存在する意味を考へることがないということだ。そうした歴史的に作り出された（あるいは現代特有の）我々の観念を炙り出し、相対化する上でも中世の社会構造、被差別民を研究することの意義は大きい。本研究会を通して膨大な先行研究の蓄積に学びながら、中世史料の精緻な読解を目指していきたい。

【前編】

部落史研究からみた  
親鸞聖人の思想と時代

大阪市立大学元教授 上杉 聡 氏

2020年2月6日～7日、部落史研究家である上杉聡先生をお招きして、研究会を開催した。被差別民史に関する基礎的な了解と学びの姿勢を提起していただき、さらに、親鸞が身を置いた京都を焦点にして、中世被差別民の起源について提言をいただいた。親鸞と当時の被差別民とのリアルな関係性をたずねていく第一歩となる研究会となった。本号と次号に、その一端を報告する。(親鸞仏教センター嘱託研究員 菊池弘宣)

■なぜ部落の歴史を研究するか

私は部落差別問題を勉強したいと思い、45年ほど前、大阪の部落に移り住みました。そして、部落の中で最も厳しい差別を受けているといわれる屠畜場で働き始めました。ある時、そこで働いている先輩から、「おまえ、毎日、牛や豚を殺して、いい死に方ができると思うか?」と言われました。「我々は悪いことをしているのだ」と言いたいわけです。彼はその数日前に、自分たちが屠<sup>ほふ</sup>った牛や豚の魂を供養する祀りを盛大に行った一人でした。つまり、苦しんでいたのです。私は、その声を掛けられた時、「いったいなぜ、このように理不尽な差別があるのか」と、深い憤りを覚えました。その本当の原因を勉強して解決したい、と思ったというのが、私の部落史研究の出発でした。

■歴史教科書の記述の変化

かつて、学校の教室で「部落」(「被差別部落」を略す)の歴史が語られる場合、大きく二つのことが語られました。一つは、「土農工商、穢多・非人」というピラミッド型の図式を描いて、その最底辺に部落が位置づけられました。もう一つは、「部落は江戸時代に作られた」ということでした。

ところが、今の教科書では、「土農工商」とい



う言葉は完全に消えて、「武士・百姓・町人」という三身分になっています。そして部落は、その「下に」でなくて、「別に」あるいは「ほかに」位置づけられた、という表現になっています。さらに、「穢多身分、非人身分の人々が(江戸時代には)いました」と記してあります。実は、この「いました」という四文字は、部落の起源について触れているのです。それ以前からも存在したし、江戸時代にも存在していたという、両方に通じる意味を表し、作られたのは江戸時代より前であることを示しているのです。

■全体性と実証性のある部落史研究

1990年代に私が提言して以来、「部落」は身分制度の「外に」、「別な存在」として歴史教科書も記述してくれるようになりました。しかし、それは私個人の力によるものではありませんでした。遡れば明治期にすでに、全体性と実証性のある部落史の学問研究は始まっています。

1880(明治13)年頃、明治政府は総力を挙げて、全国的で膨大な部落問題の調査を行っています。担当した司法省が調査をまとめて編纂した『全国民事慣例類集』の中には、「農工商の外、穢多 番 非人 非人」などという記述があります。「農工商の下」とは書いていないのです。もうすでに「外」と書いています。

1890(明治23)年には、実証史学の先がけの一人となった久米邦武が「穢多非人の由来」という論文を書いています。『全国民事慣例類集』を踏まえながら、部落の位置を「別種の村落」であり、「擯斥<sup>ひんせき</sup>」(排除)されているという言葉で部落をとらえています。

そして、1916(大正5)年には山本美越<sup>みおの</sup>乃が、「特

殊部落問題」という論文の中に、部落差別の在り方を、「人外」や「社会外の社会」という明快な言葉ではじめて厳密に表現しました。

それらを受けて、1919（大正8）年に、喜田貞吉が、『民族と歴史』の中で、「我が日本国には、古くから良民・賤民という区別がありまして、（略）これは後世に謂う所の穢多や非人とは違う」という重要な指摘をし、古代の「賤民」と部落は異なると述べます。「奴婢」などの古代の「賤民」と「部落」とは連続性が切れているとする見解です。さらに喜田は、1928（昭和3）年、『賤民概説』の中で、「平安朝の中頃以後に輩出した浮浪民は、令制の賤民の代わりに生じた新賤民の起源をなした」とも記します。つまり、平安時代の中頃に、それまでの古代律令制下の「賤民」と異なる存在として、新しく中世の「被差別民」が生まれてきたと明言したのです。ここに、「部落」の起源論をはじめて見ることができます。これが戦前の研究の到達点でした。

戦後、部落が古代の奴隷制と連続するという説が登場したり、「江戸時代起源説」など、政治的な所から発した雑音も入りますが、喜田が提起した見解へ、黒田俊雄・横井清という方々がもう一度立ち戻り、学問的な部落史研究を復興させます。

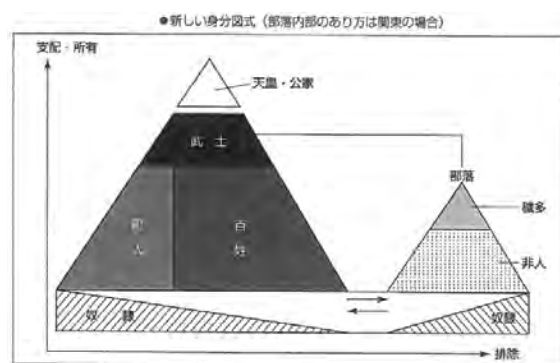
## ■差別とは何か

部落の在り方を「社会外」と括弧を付けるのは、社会の「内」にあるとともに「外」でもあるという側面があるからです。たとえば、「仲間外れ」というのは、友人関係の中で起きる事態であって、まったく無関係な人ならば「仲間外れ」にする、とは言いません。つまり、人間関係の内に組み込みながら、しかし仲間には加えず、外へ排除する、そういう矛盾した行為が差別なのです。

また差別というのは、基本的に「行為」であると思います。人を「支配・所有する」（上下）か「排除する」（内外）という、二種類の差別があると思っています。もう一つは、「観念」（価値観）に基づくものです。この価値付けの場合、上下の関係の一種類のみになります。価値に「外」はないからです。いわゆる、人を成績が良いとか悪いとかで上下にランク付けをするなどのものです。こうして、「行為としての差別」（支配・所有、排除）と「観念としての差別」（価値観の上下）という、大き

く二つの差別があり、それぞれ分けて考えていく必要があると思っています。

また私は差別というのは、言葉に起因するのではないと思っています。だから「差別用語」というものは、厳密に言うと「ない」としています。しかし、差別する文脈というものがあります。差別というのは、人を排除／侮辱する「行為」であると思っています。それを正当化することも、すべからず差別であると思うのです。何かの言葉が入っているかどうかではなく、文脈が差別を肯定しているかどうかなのです。文脈を抜きに差別であるかどうかを言葉（単語）だけで決めるのは、間違いであると思います。



※この図は、「行為としての差別」をあらわし、上下に「支配・所有」の軸をとり、左右に「排除」の軸をとったものである。この図が意味しているのは、部落は天皇・公家・武士・百姓・町人が作る「社会」から排除の差別を受けつつ、他方で部落は武士の支配を受け、その内部に「穢多—非人」などの支配関係をもっているということである。また、一般社会の最底辺にも、部落の最底辺にも奴隷的な存在があり、一般社会と部落は底でつながっていて、出入りできたことを矢印で表している。（上杉聡『これでわかった！部落の歴史——私のダイガク講座』〔解放出版社、2004〕、52頁より）

## ■部落差別の起源について

私の「部落」の起源論については、「中世政治起源説」というまとめ方ができると思います。部落の成立には、確かに民衆の力や文化も関わっているけれども、決定的なものは政治権力であるという立場をとっています。

たとえば一つの視点として、原田信男さんが、『歴史のなかの米と肉——食物と天皇・差別』に

において、仏教による殺生禁断および肉食に関する偏見が、中世の社会的な価値観の形成に重要な影響を与えたと指摘をしています。その根拠となる仏典をきちんと押さえ、また、その中に繰り返し出てくる「旃陀羅」という言葉を含めて部落差別の形成を仏教との関連のなかで検証し、部落の起源を見ていく必要があると、私も考えています。

また、「部落」の起源を考える上で、私は『塵袋』(1274~1281年頃)が、研究の基礎的な出発点になる史料だと思っています。ここには、重要な記述が二つあります。一つは、「天竺に旃陀羅と云ふは、屠者なり。生き物を殺して売るエタ体の悪人なり」という言葉です。もう一つは、「濫僧(乱れた僧)」を説明するフレーズの中で「非人」という言葉が出てきます。注目したいのは、「濫僧」は別名「非人」であり、「屠者」は「エタ」が別称であるという見解です。この記述をもとに、部落の起源を考えてみることにします。

その「濫僧」「屠者」ならば、すでに927年の『延喜式』に出てきます。「鴨御祖社南辺は、四至の外にありといへども、濫僧・屠者等、居住するを得ざれ」と記されています。つまり、京都の下鴨神社の境内の外であっても、その南側(そこは河原だった)には、「濫僧」「屠者」は居住してはいけないと、そこから追放された事実が記されているのです。この文献に、「部落」の発生の根拠を求める研究者がたくさんいます。しかし、「濫僧」「屠者」がそこから追放されて、もし各方面へ散り散りバラバラになって行ったとします。そうすると、それを「部落」と言えるのだろうか、と思うわけです。その排除された人たちが、やがて、まとまって住むことを強制される時期が来るのではないか、それが本当の意味での「部落」の起源ではないかと考えました。

すると、関連する史料が出てきました。1015年の『小右記』に、「北辺大路に汚穢おあいの物甚だ多しといえり。掃清せしむべきの由、使の官人に仰すべし」と記されています。下鴨神社の葵祭に向けて、死体等の「汚穢」を清掃する仕事を、「使の官人(検非違使)」に命じたというものです。しかし、天皇直属の警察で高い地位にある「検非違使」が、直接、現場の「汚穢」を清掃するとは考えられず、その仕事は、他の誰かに担わせたに違いないのです。

これについて翌1016年の『左経記』に、ある貴族の館へ「河原人等来り向かい、件の牛を剥ぎ取るの間、腹綿の中に黒き玉あり」という記述がみえます。「河原人(者)」が、死んだ牛の解体処理をする中で「黒き玉(牛黄ごおう)」を発見したというのです。そして「河原者」は、「検非違使」からその玉を、有無を言わず没収されるという内容がつづきます。これから考えると、その「検非違使」が「河原者」の上司であると考えられるほかありません。つまり、「検非違使」は、死体等の「汚穢」の清掃を、「河原者」に担わせていたから、その体内から出てきた玉を没収できたということなのです。その「河原者」というのが河原に住んでいて、先に追放された「濫僧」「屠者」の別称であると考えれば、一連のことがつながってくると思います。下鴨神社の南側が「河原」であったという事実が結びつける結論です。

追放されるというのも、一つの差別ですけども、そういう人々を権力の側が、さらに社会の「穢れ」を取り去る「キヨメ」としてまとめ、使ったということが史料に出てくるのです。「キヨメ」という清掃の仕事を命じられることによって、彼らはどこかに集まって住むことが可能になります。こうして部落の集団が形成されていったと考えられます。よって、1015年前後が部落の起源であろうと思います。

部落差別の発生は、こうした権力的な背景から見ていく必要があると考えて、私は「政治起源説」を主張してきたわけですが、1015年といえば、親鸞聖人(1173 - 1262)が生きて活動された少し前のことです。では、親鸞聖人は当時形成されつつあった部落差別を、どのように考えておられ、御自身の考えを発信されたのでしょうか。

(前編終了)

#### 上杉 聰(うえすぎ・さとし)氏

1947年岡山県に生まれる。1970年に上智大学文学部哲学科を卒業後、高校教師となる。1975年に高校教師を辞め、大阪の被差別部落に居住して部落史の研究を開始。関西大学講師、大阪市立大学教授などを歴任。研究領域は部落史など。

# 中世身分制研究の 軌跡と展望

東京大学大学院人文社会系研究科准教授 三枝 暁子 氏



日本の中世身分制研究は、1970年代から90年代初頭まで盛んであったものの、2000年代に入ってから現在に至るまで停滞状況にある。中世が身分制社会であることは周知の事実であるにもかかわらず、近世史研究のように身分制がたえず議論の俎上<sup>そ</sup>にのるような状況とならないのはなぜなのか。国制の見えにくさや史料の残存状況の問題など、さまざまな要因が考えられるものの、考えあぐねてそろそろ四半世紀になる。

中世の身分制研究が本格化するのは戦後のことで、当初は「部落史」の枠組のなかで研究がすすめられた。その端緒となったのは林屋辰三郎の研究で、1954年に発表された林屋の「散所 その発生と展開—古代末期の基本的課題」では、古代律令制下の「雑戸」・「官戸」への差別が中世における「散所」の発生につながり、やがて「部落」の成立へと至るとの見通しが述べられている（林屋『古代国家の解体』東京大学出版会、1955年）。以後、中世を「部落」の成立する時代と捉え、「部落史」研究の一環として中世身分制を論じる研究が生まれるようになった。ただしその数が決して多くはなかったことは、1963年に刊行された渡辺広『未解放部落の史的研究』（吉川弘文館）の「序説」に明らかである。ここで渡辺は、既存の研究の「穢多・非人」に対する理解に誤りの多いことを指摘し、誤謬<sup>びょう</sup>の多さの理由を「所謂中央の学界で、未解放部落の研究が取り上げられない」状況に求めている。

こうした研究状況を大きく変えていく契機となったのは、1972年に発表された黒田俊雄「中世の身分制と卑賤観念」である。黒田はここで、「古代史や近世史・近代史のばあいと異なる固有のより根本的かつ複雑な課題」として中世身分制を捉えていくこと、すなわち中世固有の身分体系を明らかにすることの必要性を説いている。そして、

中世の諸身分が自然発生的に形成されながら、「一定の構成原理をもって存在したシステム」のもとで体系化されていたこと、出生により貴賤尊卑の品が定まるという「種姓観念」によって正当化されていたことを明らかにしている。そのうえで、「中世の社会構造の特質がつきつめた形で現われている」とする「非人」に注目し、「非人」を「権門体制＝荘園制社会の支配秩序の諸身分から原則としてはずれている」「身分外の身分呼称」であるとした（『黒田俊雄著作集第6巻 中世共同体論・身分制論』法藏館、1995年）。このような身分制論の登場によって、中世固有の身分体系と観念のもとで被差別身分が成立していくことの重要性が共有されていくとともに、必ずしも「部落史」に収斂<sup>れん</sup>されない、中世固有の「身分制論」の構築が進められることになった。そして1990年代に至るまで、脇田晴子・大山喬平・網野善彦・横井清・丹生谷哲一・黒田日出男・高橋昌明・細川涼一をはじめとする各氏によって、特に「非人」身分に着目した身分制研究が進展していくことになる。

こうして1970年代以降隆盛をきわめた身分制研究をふりかえったとき、どのような点が課題として浮かび上がるかという点については、これまで何度か検討したことがある（拙稿A「中世後期の身分制論」中世後期研究会編『室町・戦国期研究を読みなおす』思文閣出版、2007年、拙稿B「中世における社会集団の編成原理—大山喬平氏の中世社会論を検討する」『部落問題研究』189号、2009年、拙稿C「中世の身分と社会集団」『岩波講座日本歴史』第7巻・中世2、2014年、拙稿D「中世身分制と差別」『歴史評論』801号、2017年）。このうち拙稿A・B・Dでは、「散所者」・「声聞師」・「河原者」・「坂者」・「犬神人」・「濫僧」・「穢多」など、様々な呼称をもつ「非人」を、死体処理や牛馬処理・掃除・芸能などの職能ごとに分類する

ことに對し疑義を呈した。具体的には、古代史研究において「非人」身分の成立が「乞食」の身分化であるとされていること（吉野秋二「非人身分成立の歴史的な前提」『日本古代社会編成の研究』塙書房、2010年、初出1999年）、「散所者」・「河原者」・「坂者」などそれぞれの集団が相互に共通する職能・職掌を持ち、排他的に特定の職能・職掌を帯びていたわけではないことなどをふまえ、「乞食」を基本的生業とせざるを得なかった人々が集団化し、様々な権門によって組織・支配される過程で、掃除・検断・斃牛馬の処理等の職能・職掌（＝「キヨメ」）を担うに至ったと主張した。また拙稿C・Dでは、中世身分制研究の停滞状況をふまえ、中世身分制論が中世社会論・国家論とつねに接合しながら展開されていく必要があることを確認し、特に拙稿Cでは、「イエ」・「役」・「空間」のありようから、中世の諸身分・諸集団を統合的に捉えていく試みを行っている。

このような自身の研究史の捉え方や試みが、妥当なものであるのかどうかはなはだ心もとなく、今後も研究を進めながら、先行研究に学び、史資料の検討を深めていく必要を感じている。その際、拙稿C・Dで確認しているように、1970年代以降に進展した中世身分制研究が、「非人」身分に対する差別を問題とし、だからこそ差別や排除を生み出すしくみ、すなわち身分体系や社会構造のありかたとこれを正当化した観念・思想にこだわり続けたことを重視すべきと考える。この考えは、新型コロナウイルスの感染拡大状況を体験するなかで、いっそう強まりつつある。黒田俊雄の「非人」論・中世身分制論を敷衍するならば、いかなる人々がいかなる理由でいかに差別されていたかを明らかにすることは、その人々の属する社会の構造の特質を浮かび上がらせるはずである。現代日本において、新型コロナウイルスの感染者が差別され、特定の空間や生業のもとにある人々が監視・統制・差別の対象となっている事実は、差別や排除がきわめて現代的な問題であることを改めて浮き彫りにしている。それと同時に、ウイルスが、その流行以前から存在していた貧困・格差という現代の社会構造のひずみを顕然化させているように見受けられる。

さらに、新型コロナウイルスは、これまでの中世身分制研究があまり注目してこなかった、感染症と身分制成立の関係性を歴史的に問う契機とな

るのではないかと考える。中世の社会構造、さらには中世「非人」集団の最末端に位置付けられたものが「癩者」（ハンセン病患者）であったことはこれまでの中世身分制研究が明らかにした重要な成果である。ハンセン病という感染症の罹患者を社会構造の最末端におき、ケガレを帯びた存在として差別・排除したのが日本の中世身分制固有の特徴であった。

ハンセン病が感染症であること、中世において、ケガレが甲→乙→丙→丁と伝染すると考えられていたことをふまえるならば、中世身分制の成立に感染症が深く関与していた可能性がある。すでに山本太郎『感染症と文明—共生への道』（岩波新書、2011年）では、インドのカースト制度を支える浄不浄の観念が感染症に由来した可能性を指摘する学説が紹介されている。さらに近年、日本古代史研究者の今津勝紀氏は、古代律令制下、調庸を運搬・納入するため地方から平安京へと向かった脚夫の中に、郷里に戻れないまま京の路上で乞食化し感染症の脅威にさらされる者が多くいたこと、彼らが病者となり死に至ると人々はそのケガレを忌避したこと、ケガレの本質に感染症への恐怖があり、ケガレを忌避することにより感染を回避しようとしていた可能性のあることを指摘している（「脚夫・乞食・死穢」佐々木虔一・森田喜久男・武廣亮平編『日本古代の輸送と道路』八木書店、2019年）。

これらの指摘に学ぶならば、中世における「非人」身分の成立、さらには中世の社会構造を考えるうえで、ハンセン病をはじめとする感染症の歴史を視野に入れた考察が必要であることは明らかである。今後改めて、中世日本における「癩者」の存在形態や社会的地位、さらには「癩者」に対する差別を理念的に支えた触穢観念と宿業観の内実について、検討を進めていきたい。

### 三枝 暁子（みえだ・あきこ）氏

1973年埼玉県に生まれる。1995年日本女子大学文学部史学科卒業。2003年東京大学大学院人文社会科学系研究科博士課程単位取得退学。日本学術振興会特別研究員。2005年立命館大学文学部任期制講師、2008年立命館大学文学部准教授を経て、2016年より東京大学大学院人文社会科学系研究科准教授。専門は日本中世史。

## 親鸞仏教センターの動き

(2020年8月～2020年10月一抄出)

新型コロナウイルス感染症拡大に鑑み、連続講座「親鸞思想の解明」(講師：本多弘之)は当面の間、休止とさせていただきます。また、当センター職員の内勤めとして「親鸞聖人ご命日のつどい」を勤修させていただいておりますこと併せてご承知おきください。

各研究会につきましては、オンラインリモート会議システムを使用して開催しています。9月30日(水)には、近現代『教行信証』研究検証プロジェクトにおいて、本明義樹氏(聖教編纂室主任編纂研究員)をお招きした研究会をオンラインにて開催いたしました。また、10月24日(土)には、第2回「現代と親鸞」公開シンポジウムを同じくオンラインにて開催いたしました。テーマを「生まれることを肯定/否定できるのか?——反出生主義をめぐる問い」とし、オンライン上で活発な議論がなされました(登壇者：青山拓央氏〔京都大学大学院人間・環境学研究科准教授〕、竹内綱史氏〔龍谷大学経営学部准教授〕、難波教行氏〔教学研究所研究員〕、加藤秀一氏〔明治学院大学社会学部教授〕)。

### リレーコラム

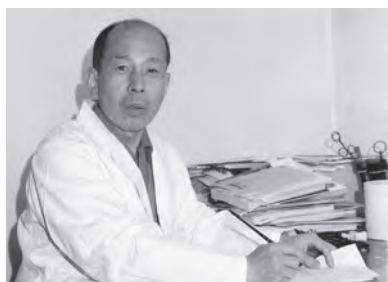
## 「近現代の真宗をめぐる人々」第11回

よねざわひでお  
(米沢英雄 [1909-1991])

旧制第四高等学校(金沢市)を経て、日本医科大学を卒業した米沢英雄は、故郷の福井で開業医として地域医療に従事するかたわら仏教の伝道に尽力した。米沢は四高時代に暁烏敏の講演を聴聞し、清沢満之の著作や多田鼎の『歎異抄』の講話に学び、親鸞思想に導かれるようになった。米沢が医者になった頃、結核はまだ「死の病」とされ、適切な治療法が十分になされていなかった。そのため「医者は病気だけしかみていないのではないか、病人全体をみていないのではないか」と自問し、患者の闘病に寄り添った。推測の域をでないが、米沢は暁烏を介して、結核を患いながらも自身の信仰を確立した清沢満之の闘病生活を垣間見たのかもしれない。

米沢と真宗大谷派との縁は深く、東本願寺出版部から多くの著作を刊行している。代表作の『魂の軌跡』(1960)は、米沢の卓越した文才が発揮され、多くの同朋の心を惹きつけた。安田理深が「極めて豊かな文芸的天分を有ってられる」とか「米沢さんの宗教は正に文芸的法門である」と評価するのはそのためである。米沢の執筆や講演活動は仏教伝道協会に評価され、第二十四回仏教伝道文化賞(1990年)を受賞した。

新型コロナウイルス感染拡大が取沙汰されるいまこそ、医療に従事するかたわら仏教を伝道し、患者に寄り添ってきた米沢の思想に耳を傾けたい。(谷釜 智洋)



## あとがき

『親鸞仏教センター通信』75号をお届けします。本誌連載「親鸞思想の解明」については、新型コロナウイルスの感染状況に鑑み、本年3月から講座を休講しています。そのため、本誌の要録掲載も休載となりました。この間、聴講されている方々から再開を求める声をいただいております。洵に感謝に堪えません。状況を見極めながら再開を模索してまいります。

また、本号には新設の「親鸞と中世被差別民に関する研究会」を報告しています。研究の意義については2面の通りですが、研究会設置の契機を開いたのは、当センターが上梓した『現代語 唯信鈔文意——親鸞思想を読み解く』(朝日新聞出版、2018)に対して、東京教区「同和」協議会から提出された意見書に端を発しています。『現代語 唯信鈔文意』については、宗祖の思想信念によって明らかにされた人類救済の普遍的な意味、とりわけ人間存在の平等性を現代の混沌とした日本の社会・文化状況の中に開示することを編集方針としています。しかし、現代を射程に置いたことから、中世の実態について踏み込めていなかったことは否めません。

このことを受け、当センターでは「現代」に学ぶことを通して親鸞思想による新たな視点を提示しようとしているのと同様に、「中世」に生きる人々、宗祖が生きられた時代の学びを通して親鸞思想に接近したいと考えています。

また、中世の課題については、当研究会だけではなく、「三宝としてのサンガ論」研究会に細川涼一氏をお招きし(『現代と親鸞』第43号〔2020年12月発刊〕)に報告記事掲載、『aṅjali』第40号(2020年12月発刊)には原田信男氏に寄稿いただくなど、重層的な取り組みを始めています。決して単純ではない中世に多様な側面から光を当てていきたいと考えています。

(速水 馨)